

個別分野の規制改革の進展について

令和3年7月2日

再エネ等規制等総点検タスクフォース事務局

前回のタスクフォース以降に進捗があった主な個別分野の規制改革は以下の通り。

地域資源を活用して区域内で発電された電気の地場産品への該当（ふるさと納税指定制度）**<対応の方向性：総務省>**

ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」との考え方により“地場産品基準”を定めている趣旨に鑑み、

①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、

②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。

なお、その際、③返礼品として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。

具体的には、

▶ 上記①については、

・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、

▶ 上記②については、

・ 電気事業法及び「電力の小売営業に関する指針」に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、

▶ 上記③については、

・ 返礼品として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、

などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。

「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和3年6月18日）問17

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/index.html#shiteiseido